構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

陸前高田市

2 構造改革特別区域の名称

陸前高田市認定通訳ガイド特区

3 構造改革特別区域の範囲

陸前高田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

陸前高田市は岩手県の最南東部に位置し、231.94km²の面積と2万人の人口を有している。 清流気仙川の恵みにより豊かな海が育まれ、牡蠣やホタテ、ワカメ等の養殖漁業が盛んであるとともに、温暖な気候から東北沿岸部では珍しく果物の栽培も盛んで、潮風に吹かれて甘く育つりんご等が特産品の一つに数えられる。また、豊かな自然とそれに支えられた産業のみならず、玉山金山や史跡、気仙大工左官伝承館などの歴史的・文化的景勝地も存在する。

平成23年3月11日の東日本大震災により、約7万本もの松からなる国の名勝「高田松原」や市街地の施設・住居は壊滅的な被害を受け、観光客入込数は震災前から半減し年間40万人程度となっているが、復興のシンボル「奇跡の一本松」や、震災やまちづくりの経験・教訓に触れることを目的として国内外から多くの旅行者が訪れており、震災前は非常に限定的であった外国人旅行者の数は、平成27年度には実数で約40件、400名と過去最大となった。

こうした状況を受け、陸前高田市では VISIT TAKATA 推進事業をはじめとした外国人旅行者の受け入れ体制強化に取り組んできたが、外国語で市内をガイドできる人材が非常に限られており、本格的な受け入れに向けて英語を中心とした地元の通訳ガイドの養成が不可欠となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

陸前高田市認定通訳ガイドの養成・確保を通じて、外国人旅行者の受け入れ態勢の更なる 強化を図り、受け入れ数の増加と滞在満足度の向上が期待できる。

また、一定の日本語及び外国語の能力を有する市民(日本人のみならず在住外国人を含む) による受講を積極的に受入れ、活躍の場を提供することで、市民の情報発信力の強化を図る ことができる。

更に、当市が東北において先駆的に通訳ガイド養成・確保に取り組むことで、東北の観光

復興のモデルとして他地域に波及効果をもたらすとともに、内陸部をはじめとした広域連携の強化に繋げることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

陸前高田市認定通訳ガイドの育成・確保を通じて、外国人旅行者に陸前高田市の魅力を十分に伝え滞在満足度の向上を目指す。また、通訳ガイドを含めた総合的な受け入れ体制の充実を図り、外国人旅行者の受け入れ拡大を図ることで、交流人口の増加と地域のグローバル化を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

陸前高田市認定通訳ガイドの育成・確保を通じて外国人旅行者の受け入れ拡大を図ることで、観光消費額の増加と交流機会の創出を実現し、地域の活性化を促進することが期待できる。

また、沿岸被災自治体の中で先導的に通訳ガイドの育成に取り組むことで、東北の観光復興のモデル事例として他地域に波及効果をもたらすことも企図する。

8 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

別紙

1 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

陸前高田市が実施する研修を修了し、登録を受け、地域限定通訳案内士として活動しようと する者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

陸前高田市

(2) 事業が行われる区域

陸前高田市の全域

(3) 事業の実施期間

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日から、地域限定特例通訳案内士の必要性が認められなくなるまでの間

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

当該特区内において、地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を 用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 語学力について

当面の対象言語は、英語、中国語とし、条件については次表の語学力を目安とする。

言語	条件		
英語	・TOEIC750 点以上又は実用英語技能検定 2 級以上の資格を有すること。		
中国語	・HSK 試験 5 級相当以上のスピーキングスキルに達していること。		

※在住外国人で上記の資格証明書を有していない場合は、応募時に面談を行い、研修受講及 び通訳の実施に十分な対象言語と日本語の能力を有することを確認する。

(2) 研修内容について

研修内容は次表のとおりとし、全ての研修項目を受講させるものとする。

日程	研修科目	研修内容	時間	想定する講師
DAY1	オリエンテ	陸前高田市における外国人受け入れ	1	自治体職員
	ーション	に関する現状・展望と、研修制度の概		
		要を説明する。		
	通訳ガイド	外国人旅行者受け入れのマナー等や	2	専門講師
	の心構え	おもてなしの心に関する理解を深め		自治体職員
		る。また、通訳ガイドとしての市内の		
		多様な関係者への配慮や人間関係構		
		築の必要性についても学ぶ。		
DAY2-4	市に関する	陸前高田市の地理・歴史・文化・産業・	10	市内有識者
	一般知識	特産品等に関する知識を身に付ける。		自治体職員
		また、東日本大震災の被害状況や復興		
		の計画・進捗についての基礎知識も習		
		得する。		
DAY5	旅程管理	旅行者の移動・宿泊の円滑化に関する	3	観光物産協会
		知識を身に付けるとともに、安全対策		認定機関
		や事故発生時の対処方法を習得する。		
DAY6-12	現場実習	語り部、漁業体験、農業体験、復興現	20	各受入れ先
		場ツアー、気仙大工伝承館、普門寺、		マルゴト陸前
		民泊等の主要コンテンツを体験し、ガ		高田
		イドとして必要な知識を習得する。		
DAY13	救急救命	心肺蘇生法やAED取扱い、応急手当	3	消防署
		の知識・技術を習得する。		

※計39時間(平均3時間/日)の課程を、約3か月以内で実施する想定。

(3) 研修終了時の効果測定方法について

陸前高田市が指定する研修を全て受講した者は、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は1人あたり30分程度の面接とし、研修の理解度を測る他、対象言語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力も審査することとする。

(4) 実施体制

事業の実施主体である陸前高田市が提示する構造改革特別区域陸前高田市認定通訳ガイド 育成事業について、実施可能な事業者に委託を行い、研修企画・運営管理及びガイド手配・ 品質管理を行う。

(5) 顧客の求める日時に応じて地域限定特例通訳案内士を常時手配できる方法

登録を受けた地域限定特例通訳案内士について、事業受託者がデータベースを保有し、顧客の求めに応じて常時手配を行う体制を構築する。

(6) 地域限定特例通訳案内士のPRについて

陸前高田市のホームページ及び市内広報等の活用により、陸前高田市認定通訳ガイド制度 を周知する。

(7) 通訳案内士制度と地域限定特例通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法

地域限定特例通訳案内士育成研修の受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士とは活動範囲等が異なることを説明するものとする。また、旅行会社や市内のホテル関係者等に対しては、現行の通訳案内士とは異なる制度であることについて、ホームページ等を活用し周知を行うものとする。

(8) 研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法 陸前高田市認定通訳ガイドの質の向上を目的として、スキルアップ研修を実施する。将来的 には、通訳案内士人材へつなげることとする。